

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 10
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 ¥10,365- 円	精算年月日 4月4日7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

JA SS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0268-61-5260 SS:9339100301
2022/03/23(水)15:54

93-391-001-000130817-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11 P-06
No.5857
レギュラーG
50.00L/L @162.0 ¥8100

合計 ¥8,100
(内消費税等 ¥736)
お預り ¥10,000
お釣り ¥1,900

係員: 係-No.7279 01

$x \frac{3}{4} = 6,075 -$

JA SS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0268-61-5260 SS:9339100301
2022/03/30(水)14:22

93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11 P-06
No.0210
レギュラーG
35.31L/L @162.0 ¥5720

合計 ¥5,720
(内消費税等 ¥520)
お預り ¥10,000
お釣り ¥4,280

係員: 係-No.0934 01

$x \frac{3}{4} = 4,290 -$

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 14
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 ¥5,488 - 円	精算年月日 4月7日		

領収書等貼付欄

穴あけ注意

JA SS
令頁収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2022/01/08(土)10:32 松井一男様

93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11
No.1397 P-08
レギュラーG
17.01L/l @152.0 ¥2586

合計 ¥2,586
(内消費税等 ¥235)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,414

係員: 比-No.9612 01

$\times \frac{3}{4} = 1,939 -$

JA SS
令頁収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/10/22(金)12:46 松井一男様

93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11
No.5596 P-06
レギュラーG
14.65L/l @155.0 ¥2271

合計 ¥2,271
(内消費税等 ¥206)
お預り ¥3,000
お釣り ¥729

係員: 比-No.0842 01

$\times \frac{3}{4} = 1,703 -$

JA SS
令頁収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/08/28(土)10:23 松井一男様

93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11
No.7429 P-03
レギュラーG
16.86L/l @146.0 ¥2462

合計 ¥2,462
(内消費税等 ¥224)
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,538

係員: 比-No.7067 01

$\times \frac{3}{4} = 1,846 -$

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 15
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 ¥6,979 - 円	精算年月日 4月7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意

JA SS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/06/30(水)14:32 松井一男様
93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11 P-12
No.8005
レギュラーG
23.83L/L @148.0 ¥3527

合計 ¥3,527
(内消費税等 ¥321)
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,473

係員: 係 No.0791 01

$$x^3/4 = 2,645 -$$

JA SS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/06/02(水)10:02 松井一男様
93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11 P-06
No.1446
レギュラーG
18.01L/L @137.0 ¥2467

合計 ¥2,467
(内消費税等 ¥224)
お預り ¥5,000
お釣り ¥2,533

係員: 係 No.8145 01

$$x^3/4 = 1,850 -$$

JA SS

領収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/11/28(金)11:24 松井一男様
93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11 P-06
No.4795
レギュラーG
21.10L/L @157.0 ¥3313

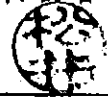

合計 ¥3,313
(内消費税等 ¥301)
お預り ¥5,000
お釣り ¥1,687

係員: 係 No.7049 01

$$x^3/4 = 2,484 -$$

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 21
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 長岡工業高等専門学校 技術協会年会費	政務活動費充当金額 ¥1,742 円	精算年月日 4.1.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

5月18日～3月31日の日割計算

$$2,000 \times \frac{318}{365} = 1,742$$

1,742円を執行する

領 収 書

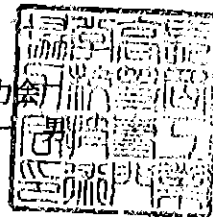
松井 一男 殿

金 2,000 円也

但し、長岡工業高等専門学校技術協会の令和3年度年会費として上記金額を領収いたしました。

令和3年7月13日

長岡工業高等専門学校技術協会
会長 松井 一



穴あけ注意

令和3年6月7日

長岡工業高等専門学校技術協力会会員 各位

長岡工業高等専門学校技術協力会会長

松井 一男



令和3年度会費の納入について (お願い)

平素より本会の活動に対し、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和3年度の会費につきまして、納入くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町888番地
長岡工業高等専門学校総務課地域連携係
TEL 0258-34-9312 FAX 0258-34-9327

令和3年6月7日

請 求 書

松井 一男 様

長岡工業高等専門学校技術協力会会長

松井 一男



¥ 2,000 円

但し、令和3年度長岡工業高等専門学校技術協力会年会費を上記のとおり請求申し上げます。

【銀行振込先】

大光銀行 中沢支店 普通 2008964

長岡工業高等専門学校技術協力会 会長 松井 一男

- * 銀行振込手数料につきましては、各会員にてご負担いただきますよう、お願いいたします。
- * 納入期限： 令和3年7月30日(金)

長岡工業高等専門学校技術協力会会則

制定 平成11年1月27日
一部改正 平成30年5月31日
一部改正 令和2年6月30日

(名称)

第1条 本会は、長岡工業高等専門学校技術協力会（英語表記：Cooperation Club for National Institute of Technology, Nagaoka College）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(組織)

第3条 本会は、長岡市及びその周辺地域の本会の趣旨に賛同する企業及び個人を会員として組織する。

2 会員は、企業会員と個人会員とする。

(目的)

第4条 本会は、長岡工業高等専門学校（以下「長岡高専」という。）の教育研究に協力するとともに、長岡高専及び会員相互の連携・交流を深めて産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 長岡高専の教育研究の充実に関する事項。
- 二 地域産業の発展に関する事項。
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監査役 2名
- 五 幹事 若干名

(役員選出)

第7条 会長は、総会において決定する。副会長は、会長が委嘱する。理事は、総会において決定し、監査役は、理事の互選により決定する。

(役員任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、総ての業務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、本会業務の執行に当る。
 - 4 監査役は、会計を監査する。
 - 6 幹事は、会長の命を受け、庶務を掌理する。

(顧問)

- 第9条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦で会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

- 第10条 総会は、定時総会と臨時総会とし、会長がこれを召集し、議長となる。
- 2 定時総会は、原則として毎年6月に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。
 - 3 総会は、本会の運営に関する重要事項を審議し、決定する。
 - 4 総会は、会員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立する。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事及び幹事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要の都度これを召集し、議長となる。

3 理事会は、総会に上程する議案及び重要事項を審議する。

(分科会)

第12条 本会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営については、理事会で定める。

(会計)

第13条 本会の会計は、会長が処理する。

2 本会の経費は、会費、寄附金及び助成金等をもってこれに充てる。

3 会費は年会費とし、企業会員3万円、個人会員2千円とする。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会においてこれを定める。

附 則

この会則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則(平成30年5月31日一部改正)

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則(令和2年6月30日一部改正)

この会則は、令和2年6月30日から施行する。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 22
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
新潟県青少年健全育成県民会議 年会費	政務活動費充当金額 ¥1,742 円	精算年月日 4.1.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

5月18日 ~ 3月31日の日割計算

$$2,000 \times \frac{318}{365} = 1,742$$

1,742円を執行する

振込金(兼手数料)受取書

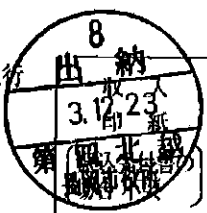
令和 3 年 12 月 23 日	
金額	百万 千 円 ¥ 2 0 0 0
振込指定金融機関	① 第四北越銀行県庁支店 普通 No.0153586 ② 新潟信用金庫本店 ♪ No. 630727 ③ 三条信用金庫新潟支店 ♪ No. 8039570 ④ 長岡信用金庫本店 ♪ No.0113463
お受取人	(おなまえ) 新潟県青少年健全育成県民会議 様 松井 一男
ご依頼人	(おなまえ) 〒954-0213 新潟県長岡市下沼新田甲124 様
(備考)	手数料

○振込依頼書に記載相違等の不備があつた場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害によって振込が遅延することがあります。あつても当行は責任を負いません。

(取扱店)

銀行 店

(取扱店→依頼人)



新潟県青少年健全育成県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、新潟県青少年健全育成県民会議という。

(事 務 所)

第2条 この会議の事務所は、新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会議は、青少年健全育成の重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応して、あすの新潟県をになり心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域における青少年育成活動を支援するための事業
- (2) 青少年としての自覚と責任を高めるための事業
- (3) 家庭の健全化を図るための事業
- (4) 社会環境の整備を図るための事業
- (5) 青少年の非行防止のための事業
- (6) 青少年育成市町村民会議等の活性化に資するための事業
- (7) その他、この会議の目的を達成するための事業

第3章 構 成

(組 織)

第5条 この会議は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体をもって組織する。

(会 員)

第6条 この会議の会員は、正会員及び協力会員とする。

2 正会員は、第3条の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。

3 協力会員は、第3条の目的に賛同し入会した、この会の運営に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 この会議の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出して、会長の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 この会議の会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を提出しなければならない。

2 会員が会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(会 費)

第9条 この会議の会員の会費は、別表のとおりとする。

2 既納の会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第10条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事(会長、副会長含む) 10人以内
- (4) 監事 2人

(役員職務)

第11条 会長は、この会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。

3 監事は、会計及び会務執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員選出及び任期)

第12条 役員は、総会において選出する。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期が満了した後に於いても、後任者が就任するまではその職務を行う。

5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第5章 会議

(機関)

第13条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第14条 総会は、この会議の議決機関であつて、正会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回以上会長が招集し、次の事項について議決する。

- (1) 予算及び事業計画に関すること。
- (2) 決算及び事業報告に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他総会が必要と認める事項。

3 総会は、正会員の3分1以上の出席がなければ開会することができない。

4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) その他理事会が必要と認める事項

3 理事会の議長は会長がこれをつとめる。

4 理事会は、第1項に規定する者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

5 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第14条第3項及び第4項、第15条第4項及び5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第6章 部 会

(部 会)

第17条 この会議に、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉会長)

第18条 この会議に、総会の承認を得て、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会務について会長の諮問に応じ、又は自ら会長に対し意見を述べるることができる。

(願 間)

第19条 この会議に、総会の承認を得て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会務について会長の諮問に応ずる。

第7章 事務局

(事務局)

第20条 この会議の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 会 計

(会計年度)

第21条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第22条 この会議の経費は、会費・助成金・その他の収入をもって充てる。

第9章 補 則

(委 任)

第23条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(施行期日)

第24条 この規約は、昭和55年4月26日から施行する。

附則 この規約は、昭和60年5月9日から施行する。

附則 この規約は、平成2年5月11日から施行する。

附則 この規約は、平成8年5月10日から施行する。

附則 この規約は、平成8年5月13日から施行する。

附則 この規約は、平成10年5月25日から施行する。

附則 この規約は、平成12年5月23日から施行する。

附則 この規約は、平成15年6月24日から施行する。

附則1 この規約は、平成20年7月7日から施行する。

- 2 この規約の施行の際、現に改正前の規約第6条に規定する賛助会員である者は、改正後の規約第6条に規定する協力会員となるものとする。

別表

- 1 当会議の規約第9条による会費の額は、下記のとおりとする。
- 2 この会費納入の時期は、毎年6月末日までとする。
- 3 新規加入者については、加入申込の際に納入するものとする。

区 分		会 費
正 会 員	個 人	年間 1口 2,000円 1口以上
	団 体	年間 1口 3,000円 1口以上
協力会員	個人・団体	年間 1口 10,000円 1口以上

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 23
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 北陸地整建設技術協会 年会費	政務活動費充当金額 ¥8,808 円	精算年月日 4.1.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

5月18日~3月31日(318日)の日割計算

$$10,110 \times \frac{318}{365} = 8,808 -$$

8,808円を執行する



お取引明細票

お取引の明細は下記のとおりであります

お取扱日 03-05-12	取扱店 022	号機 31	NB N	通番 39
銀行番号 0141	口座店 022	口座番号 *****		
お取引内容 振込		お取引金額 ¥10,000		
		消費税込手数料 ¥110		
11:13		お取引後示銀残高		
* お振込明細 *		3A0039		
お振込先 第四北越銀行 第4山支店 普通 1225597 ホクリクセイケンセツキ シ ユツキヨウ カイ (トクハ) 様 ご依頼人 マツイ カスオ 様				
TEL0256-97-1793				

第四北越銀行
印紙税申告納付につき新潟県物産米産物

※書類は、重ならないように貼付すること。

領 収 書

令和 3 年 5 月 12 日

松井 一男 様

¥10,000

令和 3 年度北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会年会費 (令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月分)
として上記金額正に領収いたしました



北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会
新潟市江南区亀田工業団地二丁目 3 番 4 号
電 話 0 2 5 (3 8 1) 1 8 8 2

北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会 規約

(名 称)

第1条 本会は、北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会（以下「当部会」という）という。

(目 的)

第2条 当部会は、一般社団法人日本建設技術協会（以下「全建」という）の定款及び北陸地方整備局建設技術協会規約に基づき、全建の目的を推進すると共に、盛かな北陸地域の創造に寄与することを目的とする。

(事 務 局)

第3条 当部会の事務局は、一般社団法人北陸地域づくり協会におく。

2 事務局員は、部会長が指名する。

(事 業)

第4条 当部会は目的達成のために次の事業を行う。

- 一 建設技術水準の向上に関すること。
- 二 建設技術者の地位向上に関すること。
- 三 技術研究会・講習会・講演会の開催・協賛・後援に関すること。
- 四 建設事業に関する情報提供に関すること。
- 五 会員相互の親睦及び厚生に関すること。
- 六 そのほか全建の目的達成に必要なこと。

(会 員)

第5条 当部会の会員は、会員及び支会員とする。

2 会員は、北陸地方整備局（港湾空港部を除く）を退職した者をいう。

3 支会員は、上記1以外で当部会の目的に賛同し北陸地方整備局管内に居住する者をいう。

4 入会は、入会申込書に必要事項を記載して申し込むものとする。

(会 費)

第6条 会員は、運営細則で定める会費を納入するものとする。なお、入会時年度の会費は入会と同時に納入し、次年度からは年度初頭に納入する。

(退 会)

第7条 退会は、部会長に退会を申し出ることによりできる。ただし、年度途中で退会しても、納入済みの会費は返戻しないものとする。

(役 員)

第8条 当部会に次の役員を置く。役員は任期は2年とし再任を妨げない。また、必要に応じて地区担当者を置くことができる。

- 2 部会長 1名、運営委員 若干名、会計監査 1名、
 - 一 部会長は総会で選出し、当部会を代表して会務を統括する。
 - 二 運営委員は部会長が指名し、事業執行計画を審議する。
 - 三 会計監査は部会長が指名し、会計を監査する。
 - 四 地区担当者は部会長が指名し、事業執行を支援する。

(総会)

第9条 総会は、年1回、部会長が招集する。ただし、必要に応じて随時に招集することができる。なお、部会長に事故ある時は、運営委員の中から部会長が指名した者が代行する。

2 総会に付する事項は次のとおりとする。

- 一 部会員の選任。
- 二 規約の制定及び改廃。
- 三 予算及び決算。
- 四 その他必要な事項。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、役員で構成し、事業実施に必要な事項を決定、又は執行する。

2 運営委員会は、必要の都度部会長が招集する。

(収入)

第11条 当部会の経費は、会費・事業収入・寄付金・その他の費用で充たさる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第13条 会計監査結果は、総会に報告して承認を得なければならない。

(附則)

附則1. 活動を円滑に実施するため、必要に応じ運営細則を設ける。

附則2. この規約は、平成22年11月26日から実施する。

附則3. 平成25年5月18日 第2条、第9条、第6条(1)一部改正

北陸地方整備局建設技術協会特別会員部会 運営細則

第1. 会費は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 特別会員 | 年額 | 10,000円 |
| (2) 支会員 | 年額 | 9,000円 |

第2. 事業の実施に必要な経費、又は事業収入等は、運営委員会で決定する。

※この細則は、平成22年11月26日から実施する。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 24
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 日本河川協会年会費	政務活動費充当金額 ¥5,227 円	精算年月日 4.1.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

5月18日～3月31日の日割計算

$$6,000 \times \frac{318}{365} = 5,227$$

5,227円を執行する



領収書		松井一男様	No.
★		¥6,000-	
但 令和3年度二種正会員年会費			
上記金額正に領収いたしました。			
令和3年8月6日			
収入	内訳	〒102-0083 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町P. C. K. ビル 3F	
印紙	親族金額	公益社団法人 日本河川協会	
	消費税額	会長 松田芳	



※書類は、重ならないように貼付すること。

2021年度個人会員年会費等のご請求について(ご連絡)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

個人会員の皆様には、平素より当協会の事業・運営等にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2021年度の個人会員年会費及び月刊誌「河川」を購読(年間契約)されている方はその購読料について、ご請求申し上げます。
よろしくお願い申し上げます。

敬具

954-0213

新潟県長岡市下沼新田甲124

松井一男 様

引 落 日 2021年 8月 6日

金融機関名 ダイソホクエツ

支 店 名 フンスイ

口 座 番 号 ■■■■****

口 座 名 義 マツイカスオ

※上記事項に変更がある場合は、お早めにご連絡下さい。
個人情報保護の為、口座番号の下4桁は*で表示しております。

請 求 書

松井一男

殿

下記のとおりご請求申し上げます。

No. 33-200-00424
2021年 6月 2日

〒102-0083
東京都千代田区麹町2丁目6番地5 麹町 E.C.Kビル3F
TEL 03-3238-9771 FAX 03-3288-2426

公益社団法人 日本河川協会

会長 松 田 芳 夫



金額 円 6,000

個人会員年会費

2021年度

6,000円

合計

6,000円

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年3月18日
	改正	昭和27年4月
		昭和28年6月
		昭和33年4月
		昭和43年7月
		昭和59年7月
		昭和61年8月
		平成2年8月
		平成9年12月
		平成13年1月
		平成15年6月
		平成16年8月
	公益社団法人認定	平成23年4月1日
	改正	令和元年6月9日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。

3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
 - (2) 河川に関する情報の提供及び知能の普及
 - (3) 行政及び関係団体等への提言
 - (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
 - (5) 前身に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
 - (6) 河川に関する受託調査・研究
 - (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
 - (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
 - (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
 - (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。
 - イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体
 - ロ 二種正会員 個人
 - ハ 三種正会員 法人及び団体
- (2) 特別会員は、本協会に功勞のあつた者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

- 第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
 - 3 一種正会員及び三種正会員にあつては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第14条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 会長(前条第2項第3号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員)は、社員総会の日の14日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第40条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とし、6名以上18名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第28条第7項の業務を分担執行する理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあつては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち10名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があつたときは、2週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、第36条第2項に定める職務を行う。
- 6 理事は、理事会を構成し、第36条第1項に定める職務を行う。
- 7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第7項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると

認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残余期間とする。

3 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第29条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。

- (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員)の損害賠償責任

- 第32条 本協会は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の随決権の3分の2以上の多数による決議をもって、役員と同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によつて、役員と同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 本協会は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部役員との間に、同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

- 第33条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。
- 2 名誉会長は、本協会に特に功労があつた者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

(参与)

- 第34条 本協会に、参与を置くことができる。
- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与には第28条第1項及び第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

- 第35条 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第26条第7項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第32条第2項の規定に基づく役員の実任の免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集したとき。
- 4 常任理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第38条 理事会及び常任理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会

長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。

3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の7日前までに通知を怠しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

第39条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会及び常任理事会の決議の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第98条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第8章 財産及び計算

(財産の構成)

第44条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第45条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行行政庁に提出しなければならない。

3 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、

総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

第49条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

第53条 本協会の公告は、電子公告により行う。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもつて、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもつて、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第59条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第60条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書

- (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
- (9) 事業報告書
- (10) 収支計算書
- (11) 貸借対照表
- (12) 財産目録
- (13) 正味財産増減計算書
- (14) 附属明細書
- (15) 監査報告書
- (16) 役員報酬等の支給基準
- (17) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 51 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 補則

(委任)

第 81 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特別民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第 60 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。
 - 理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年籍、七戸 克彦、杉山 恵一、高橋 徳文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 暉昭、山岸 哲、横枕 篤、豊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明
 - 監事 和里田 義雄、津野 三夫
 - 常任理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 暉昭、山岸 哲
- 4 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋徳文とし、以上の 3 名を

代表理事とする。また、専務理事を留月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の2名を業務執行理事とする。

附 則（令和元年5月31日）

（施行期日）

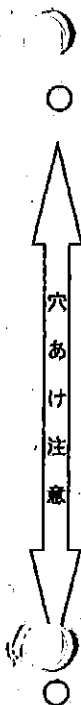
- 1 この定款の変更は、令和元年5月31日から施行する。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 30
<input checked="" type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ガソリン代	政務活動費充当金額 ¥9,900 - 円	精算年月日 4年1月5日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



JA SS

令頁収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/07/14(水)15:05

松井一男様

93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11
No.2666 P-12
レギュラーG
31.76L/L @148.0 ¥4700

合計 ¥4,700
(内消費税等 ¥427)
お支払い ¥5,000
お釣り ¥300

係員: ■■■ 印-No.6486 01

$4,700 \times \frac{3}{4} = 3,525 -$

JA SS

令頁収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/12/12(日)17:09

松井一男様

93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11
No.4899 P-18
レギュラーG
30.20L/L @149.0 ¥4500

合計 ¥4,500
(内消費税等 ¥409)
お支払い ¥5,000
お釣り ¥500

係員: ■■■ 印-No.5596 01

$\frac{3}{4} \times 4,500 = 3,375 -$

※書類

JA SS

令頁収書

売上
全農エネルギー(株)
JASS-PORT中之島
新潟県長岡市中之島773
TEL:0258-61-5260 SS:9339100301
2021/12/27(月)14:50

松井一男様

93-391-001-000130617-000-01
現金メンバー 99-99
区分 11
No.4056 P-12
レギュラーG
27.21L/L @147.0 ¥4000



合計 ¥4,000
(内消費税等 ¥364)
お支払い ¥10,000
お釣り ¥6,000


係員: ■■■ 印-No.3453 01


$4,000 \times \frac{3}{4} = 3,000 -$

旅 行 命 令 書

次のとおり旅行してよいでしょうか。

代表者	経理責任者
	


起案	3. 10. 27
決裁	3. 10. 29
旅行者 氏名	松井 一 

用務及び行先		中核市移行に関する調査のため青森県八戸市に旅行するもの							
期 間		令和3年11月16日（火曜日）及び同月17日（水曜日）							
月 日	発地名	経 路	着地名	鉄道賃	航空賃	日 当	宿泊料	計	
				船 賃	車 賃				
11/16	長 岡 12:43	とき320号 東京行	大 宮 14:03	特 3,860		1,500	14,800	40,940	
	大 宮 15:01	やまびこ65号 盛岡行	盛 岡 17:54	特 5,870					
	盛 岡 18:37	はやぶさ35号 新青森行	八 戸 19:08						
	八 戸 19:26	JR八戸線 鮫行	本八戸 19:34						
11/17	本八戸 12:46	JR八戸線 八戸行	八 戸 12:56			1,500		1,500	
	八 戸 13:07	はやぶさ24号 東京行	盛 岡 13:44	特 5,870					
	盛 岡 14:08	やまびこ60号 東京行	大 宮 16:59						
	大 宮 17:05	とき333号 新潟行	長 岡 18:23	特 3,860					
計				40,240	0	3,000	14,800	58,040	
備 考	(変更理由等) 翌日の用務開始時間に間に合わせるため、11月16日（火曜日）に前泊するもの								
概算額	58,040円 × 1人 =				58,040円		受領印		
精算額							受領印		
追給 差引額 返納	月 日	円	代表者印			経理責任者印			

復 命 書

令和 3年11月22日

次のとおり政務活動費により旅行したので復命します。

旅行者氏名印 (代表者)	松井一男 
-----------------	--

代表者	経 理 責任者
	

日 時	令和 3年11月16日～17日
場 所	青森県八戸市 八戸市役所
用 件	中核市移行の概要と取組について
参 加 者 氏 名	松井 一男
概 要	<p>説明者 八戸市総務部行政管理課行政管理グループ 谷崎副参事、三戸主幹、岩木主事 八戸市健康部 山本副参事 八戸市議会事務局山道副参事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中核市移行の概要について 2 移譲事務等について 3 保健所の設置について 4 中核市移行による効果と今後の展望 5 事前質問事項への回答 6 質疑応答 <p>八戸市は、平成25年6月、連携中枢都市圏の形成と自治法改正（人口要件の緩和）を契機に、当時の市長が中核市移行を表明し、29年1月1日に移行を成し遂げた。</p> <p>移行までに、庁内推進体制を整え、27回に及ぶ住民説明会やパンフレットの全個配布、数回の広報周知を行った。</p> <p>移譲事務の数は2,028で、半数以上が保健所業務を含む保健衛生業務。職員の増員は保健所40人、それ以外32人の72人、うち青森県からの派遣（割愛？）は5人。</p>

財政負担は、移行準備経費が約 8400 万円、うち保健所関連 3300 万円、別に広域事務組合消防の高度救助隊車両機材に 1.99 億円

移行後の年間歳出は 8.98 億円だが全額地方交付税措置されたと理解している。

保健所は八戸総合保健センターを整備。保健所職員は 27 年度から計画的に採用しているが、薬剤師、獣医師の確保に難渋している。研修は青森県、青森市の保健所に依頼し、実務経験のある県職員を指導者として派遣依頼して対応した。

保健所設置で、これまで県経由の情報が直接入り、迅速かつきめ細かな対応が可能になった。保健衛生におけるこれまでの市の業務と、移譲された業務の一体化により、質の高い総合的な保健衛生サービスが実現した。

中核市移行の効果で、身障者手帳の交付を市で行えることで迅速化が図れた。また、市と県で分かれていた窓口が市に一元化し、利用者の利便性が向上した。

児童相談所の未設置は、国の財政支援が見込めない、専門職員の確保が困難、職員の精神的負担、一時保護児童の安全隔離の困難性などがあり、現状で県や警察との連携に問題が無いことから見送った。

議会の動きは、広域連携推進特委を中核市・広域連携推進特委に発展させ、その中で議論した。

他に周辺 7 市町村の議員 124 人で八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議連を立ち上げ、情報交換や研修を行った。

議会では、財政負担、職員負担、市民への周知不足を理由に若干の反対があったが、賛成多数で関連議案は可決した。

パブコメでは、住民サービスの向上や施策の要望など市への期待など前向きな意見が多数。

中核市移行では、権限移譲の中身や人的支援など、県との調整、連携、相互理解が重要であり、移行がゴールではなくスタートであると同った。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 4
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新聞代	政務活動費充当金額 ¥36,580 - 円	精算年月日 4年4月7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

松井一男様 No. _____

金額	¥42,000
----	---------

新聞代 R/1/12 R/1/31 朝日新聞
5月18日~31日 上記正に領収いたします



請求金額	42,000
消費税額	0
税別金額	42,000
消費税額	0

伊東新聞店
伊東市
〒914-0120 ☎0256192-2014
登録番号

$42,000 \times \frac{1}{12} = 3,500 \text{円/月}$
 $3,500 \times \frac{14}{31} = 1,580 \text{円} \text{ (5月18日~31日分)}$
 $3,500 \times 10 = 35,000 \text{円} \text{ (6月~3月分)}$
 計36,580円を執行する

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 5
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新聞代	政務活動費充当金額 ¥35,535 円	精算年月日 45.4.18.7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 証 松 井 一 男 様 No. _____

金額 ¥40,800 円

新聞代 5/18日 ~ 5/31日 新聞代
5/18日 ~ 5/31日 新聞代

伊東新聞店
伊東 惠一
〒410-0129 静岡県伊東市下田6-1-1
電話 0256-97-2013

$$40,800 \times \frac{1}{12} = 3,400 \text{円/月}$$



$$3,400 \times \frac{14}{31} = 1,535 \text{円} \text{ (5月18日 ~ 31日分)}$$

$$3,400 \times 10 = 34,000 \text{円} \text{ (6月 ~ 3月分)}$$

計35,535円を執行する。

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 7
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 書籍代	政務活動費充当金額 ¥9,763- 円	精算年月日 4月4日7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

別紙 6点 9,763-

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。

注文番号250-2495788-4591055の領収書
このページを印刷してご利用ください。

松井一男 様

発行日: 2022年3月30日
注文日: 2022年3月8日
Amazon.co.jp 注文番号: 250-2495788-4591055
ご購入額: ¥ 5,390

2022年3月9日に発送済み

注文商品	価格
1点 これからの地方自治の教科書 改訂版, 大塚 肇 発行: アマゾンジャパン合同会社 コンディション: 新品	¥ 2,750
1点 自治体議員入門—有権者の期待と議員の現実 住民自治の要となるために—, 大塚 肇 発行: アマゾンジャパン合同会社 コンディション: 新品	¥ 2,840

お届け先住所:
松井一男
954-0219
新潟県 長岡市
下沼新田甲124

配達方法:
お急ぎ便

支払い情報

請求先住所:
松井一男
954-0219
新潟県 長岡市
下沼新田甲124

商品の小計: ¥ 5,390
送料・手数料: ¥ 0
注文合計: ¥ 5,390
ご購入額: ¥ 5,390

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

amazon.co.jp

注文番号D01-0059532-3477875の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年3月30日

松井一男 領

注文日: 2022年3月28日

Amazon.co.jp 注文番号: D01-0059532-3477875

注文の合計: ¥ 732

デジタル注文: 2022/3/28

注文商品	価格
やさしくない国ニッポンの政治経済学 日本人は困っている人を助けられないのが (開成社選書メヂエ)(Kindle 版) 田中世紀	¥ 732
販売: 株式会社 開成社	
	商品小計: ¥ 732
	この注文の合計: ¥ 732

支払い情報

	商品小計:	¥732
請求先住所 松井一男 長岡市 下沼新田甲124 新潟県 954-0213 0256-97-1793	総計:	¥732

注文概要に真る。

amazon.co.jp

注文番号D01-3387569-9567438の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年3月30日
注文日: 2022年3月28日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-3387569-9567438
注文の合計: ¥ 946

松井一男 様

デジタル注文: 2022/3/28

注文商品
代探別冊主観はなぜ失敗したのか (集英社新書) [Kindle 版]
藤井雄夫

価格
¥ 946

販売: 株式会社 集英社

商品小計: ¥ 946

この注文の合計: ¥ 946

支払い情報

商品小計: ¥946

請求先住所
松井一男
長岡市
下沼新田甲124
新潟県 954-0213
0256-97-1793

総計: ¥946

注文概要に戻る。

amazon.co.jp

注文番号D01-1502706-6846616の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年3月30日

松井一男

注文日: 2022年1月9日

Amazon.co.jp 注文番号: D01-1502706-6846616

注文の合計: ¥ 1,760

デジタル注文: 2022/1/9

注文商品	価格
ばらまき 阿井夫妻大規模買収事件 全記録 (南英社学芸単行本)(Kindle 版) 中国新聞「決別金権政治」取材班	¥ 1,760
販売: 株式会社 南英社	
	商品小計: ¥ 1,760
	この注文の合計: ¥ 1,760

支払い情報

請求先住所 松井一男 長岡市 下沼新田甲124 新潟県 954-0213 0256-97-1793	総計:	¥ 1,760
--	-----	---------

注文概要に戻る。

amazon.co.jp

注文番号D01-0462547-3282840の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年3月30日

松井一男

注文日: 2021年12月7日

Amazon.co.jp 注文番号: D01-0462547-3282840

注文の合計: ¥ 935

デジタル注文: 2021/12/7



注文商品	価格
安いニッポン 「価格」が示す特選 (日経プレミアシリーズ)(Kindle 版) 中蔵 隆	¥ 935
販売: Amazon Services International, Inc.	
	商品小計: ¥ 935
	この注文の合計: ¥ 935

支払い情報

請求先住所 松井一男 長岡市 下沼新田甲124 新潟県 954-0213 0266-97-1793	総計: ¥ 935
--	-----------

注文概要に戻る。

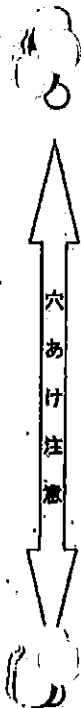
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 8
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 書籍代	政務活動費充当金額 ¥28,908 - 円	精算年月日 4月7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

別紙 12点 計 28,908 -



※書類は、重ならないように貼付すること。

Rakuten ブックス

領収書

発行日 : 2022年03月30日

松井 一男 様

注文番号 : 213310-20220328-0359938428 注文日 : 2022/03/28 11:12 発送日 : 2022/03/28

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)
9784761632659	コンパクトシティの拠点づくり	1	3,960	3,960
9784818925802	自治のどこに問題があるのか	1	3,300	3,300
9784166612840	知事の実情	1	880	880
9784334045722	くじ引き民主主義	1	858	858
9784641221667	新しい地方財政論 (新版)	1	2,530	2,530
9784326302826	東京事務所政治学	1	4,400	4,400
9784163911175	2050年のメディア	1	1,980	1,980

合計金額(税込) 17,908

支払金額 17,908

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社 ブックス事業部

〒158-0094 東京都世田谷区五川1-

楽天クリムゾンハウス

TEL:050-5213-0831

e-mail: info@books.rakuten.co.jp



Rakuten ブックス

領収書

発行日 : 2022年03月30日

松井 一男 様

注文番号 : 213310-20220328-0369939428 注文日 : 2022/03/28 11:12 発送日 : 2022/03/28

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	金額(税込)
9784434299599	鉄道駅まちづくり	1	1,650	1,650
9784480074034	コロナ対策機の国と自治体	1	1,034	1,034
9784492212431	地域公共交通の統合的政策	1	4,620	4,620
9784313161702	2040年 生き残る自治体1	1	2,760	2,760
9784121025371	日本の地方政府	1	946	946

合計金額(税込) 11,000

支払金額 11,000

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社 ブックス事業部

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-

楽天クリムゾンハウス

TEL:050-5213-0831

e-mail: info@books.rakuten.co.jp



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 9
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新聞購読料金	政務活動費充当金額 ¥7,967 - 円	精算年月日 4.4.7		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

朝日新聞デジタル購読料金(内訳別紙)

5月分(5月18日~6月7日)

$$1,000 \times 21/31 = 677$$

6月~9月, 12月~2月分

$$1,000 \times 17 = 17,000$$

3月分(3月14日~3月31日)

$$500 \times 18/31 = 290$$

$$\text{計 } 7,967 -$$

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。

朝日新聞 DIGITAL

お客様サポート

お支払い明細

2022年3月30日

松井 一男様

決済日	2021年6月8日
内容	ダブルコース (国内在住の方) 購読料金
利用期間	2021年6月8日 から 2021年6月7日
金額 (内消費税)	1,000円 (90円)

- ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞 (宅配) の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
株式会社 朝日新聞社

[↑ ページトップへ戻る](#)

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

利用にあたって 個人情報 著作権 会社案内 お問い合わせ ヘルプ

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

お支払い明細

2022年3月30日

松井 一男様

決済日	2021年6月8日
内容	ダブルコース (国内在住の方) 購読料金
利用期間	2021年6月8日 から 2021年7月7日
金額 (内消費税)	1,000円 (90円)

• ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞 (宅配) の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地6-3-2
株式会社 朝日新聞社

[↑ ページトップへ戻る](#)

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

利用にあたって 個人情報 著作権 会社案内 お問い合わせ・ヘルプ

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

朝日新聞 DIGITAL

お客様サポート

お支払い明細

2022年3月30日

松井 一男様

決済日	2021年7月8日
内容	ダブルコース (国内在住の方) 購読料金
利用期間	2021年7月8日 から 2021年8月7日
金額 (内消費税)	1,000円 (90円)

- ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞 (宅配) の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地6-3-2
株式会社 朝日新聞社

[↑ ページトップへ戻る](#)

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

利用にあたって 個人情報 著作権 会社案内 お問い合わせ・ヘルプ

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

朝日新聞 DIGITAL

👤 お客様サポート

お支払い明細

2022年3月30日

松井 一男様

決済日	2021年8月8日
内容	ダブルコース (国内在住の方) 購読料金
利用期間	2021年8月8日 から 2021年9月7日
金額 (内消費税)	1,000円 (90円)

※ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞 (宅配) の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
株式会社 朝日新聞社

↑ ページトップへ戻る

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

利用にあたって 個人情報 著作権 会社案内 お問い合わせ・ヘルプ

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

朝日新聞 DIGITAL

お客様サポート

お支払い明細

2022年3月30日

松井 一男様

決済日	2021年12月14日
内容	ダブルコース (国内在住の方) 購読料金
利用期間	2021年12月14日 から 2022年1月13日
金額 (内消費税)	1,000円 (90円)

- ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞（宅配）の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地6-3-2
株式会社 朝日新聞社

[↑ ページトップへ戻る](#)

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

利用にあたって 個人情報 著作権 会社案内 お問い合わせ・ヘルプ

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

お支払い明細

2022年3月30日

松井 一男様

決済日	2022年1月14日
内容	ダブルコース (国内在住の方) 購読料金
利用期間	2022年1月14日 から 2022年2月13日
金額 (内消費税)	1,000円 (90円)

- ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞 (宅配) の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地6-3-2
株式会社 朝日新聞社

[↑ ページトップへ戻る](#)

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

利用にあたって 個人情報 著作権 会社案内 お問い合わせ・ヘルプ

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

朝日新聞
DIGITAL

お客様サポート

お支払い明細

2022年3月30日

松井 一男様

決済日	2022年2月14日
内容	ダブルコース (国内在住の方) 購読料金
利用期間	2022年2月14日 から 2022年3月13日
金額 (内消費税)	1,000円 (90円)

- ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞 (宅配) の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地6-3-2
株式会社 朝日新聞社

[↑ ページトップへ戻る](#)

掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

利用にあたって 個人情報 著作権 会社案内 お問い合わせ・ヘルプ

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.

朝日新聞

DIGITAL

お支払い明細

2022年4月15日

松井 一男様

決済日	2022年3月14日
内容	キャンペーン・ダブルコース 購読料金
利用期間	2022年3月14日 から 2022年4月13日
金額 (内消費税)	500円 (45円)

ダブルコースのお客様の場合、ご利用金額には、朝日新聞（宅配）の購読料金は含まれていません。

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
株式会社 朝日新聞社

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 11
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新南代	政務活動費充当金額 ¥6,999 - 円	精算年月日 2022年4月7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

松井 一男 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	*	1 3,497

*印は税率8%

いつも「しんぶん赤旗」をご購読いただきまして、誠にありがとうございます。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

3,497 円

2022 年 2 月分

上記の金額にしかいたされました。
ありがとうございます。

〒940-0052
新潟県長岡市神田町3-1-3
日本共産党中越地区委員会
TEL: 0258-32-1741

領収日 2/28 扱者

松井 一男 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	*	1 3,497

*印は税率8%

いつも「しんぶん赤旗」をご購読いただきまして、誠にありがとうございます。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

3,497 円

2022 年 3 月分

上記の金額にしかいたされました。
ありがとうございます。

〒940-0052
新潟県長岡市神田町3-1-3
日本共産党中越地区委員会
TEL: 0258-32-1741

領収日 3/28 扱者

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 13
<input type="checkbox"/> 調査研修（研究）費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新聞代	政務活動費充当金額 ¥3,497 円	精算年月日 4月7日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

松井 一男 様		日本共産党発行の しんぶん赤旗	
新聞・雑誌名		部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」		* 1	3,497
			3,497 円
			2022 年 1 月分
		上記の金額にしかいたさきました。 あつたごさいました。 TEL 0258-0082	
		新潟県長岡市神田町3-1-8 日本共産党長岡地区委員会 TEL 0258-82-0741	
*印は税率8%		領収日	1/28
日本と世界の本当がわかる。明日が見える。 しんぶん赤旗。これからは、愛国を さいまがようにお願ひ申し上げます。		扱者	

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。

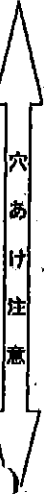
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 16
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 書籍代	政務活動費充当金額 ¥14,305 - 円	精算年月日 4.1.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

別紙6点 計14,305 -



※書類は、重ならないように貼付すること。

注文番号250-2370086-7338225の領収書
このページを印刷してご利用ください。

松井一男 様

再発行日: 2021年12月24日
注文日: 2021年6月28日
Amazon.co.jp 注文番号: 250-2370086-7338225
ご請求額: ¥ 9,460

2021年6月29日に発送済み

注文商品	価格
1点 洪水と確率: 基本高水をめぐる技術と社会の近代史, 中村 晋一郎 販売: アマゾンジャパン合同会社 コンディション: 新品	¥ 5,280
1点 河川工学, 高橋 裕 販売: アマゾンジャパン合同会社 コンディション: 新品	¥ 4,180

お届け先住所:

松井一男
940-8501
新潟県 長岡市大手通1丁目4番地10
長岡市議会事務局気付

配送方法:

お急ぎ便

注文番号D01-3250223-0223414の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2021年12月24日

松井一男 様

注文日: 2021年9月3日

Amazon.co.jp 注文番号: D01-3250223-0223414

注文の合計: ¥ 1,400

デジタル注文: 2021/9/3

注文商品	価格
ハダカの東京都庁 (文春e-book) [Kindle 版]	¥ 1,400
澤 章	

販売: 株式会社 文藝春秋

商品小計: ¥ 1,400

この注文の合計: ¥ 1,400

注文番号249-2408176-0464626の領収書
このページを印刷してご利用ください。

松井一男 様

再発行日: 2021年12月24日
注文日: 2021年9月3日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-2408176-0464626
ご請求額: ¥ 1,870

2021年9月3日に発送済み

注文商品

1点 築地と豊洲, 澤章
販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

価格

¥ 1,870

お届け先住所:

松井一男
954-0213
新潟県 長岡市
下沼新田甲124

配送方法:

お届け日時指定便

注文番号D01-2780732-2047418の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2021年12月24日

松井一男 様

注文日: 2021年12月20日

Amazon.co.jp 注文番号: D01-2780732-2047418

注文の合計: ¥ 880

デジタル注文: 2021/12/20

注文商品	価格
Winny 天才プログラマー金子勇との7年半 (NextPublishing)[Kindle 版] 壇 俊光	¥ 880

販売: Amazon Services International, Inc.

商品小計: ¥ 880

この注文の合計: ¥ 880

注文番号D01-3600027-6850601の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2021年12月24日

松井一男 様

注文日：2021年12月17日

Amazon.co.jp 注文番号: D01-3600027-6850601

注文の合計: ¥ 695

デジタル注文: 2021/12/17

注文商品	価格
本当に君は総理大臣になれないのか (講談社現代新書)[Kindle 版] 小川淳也, 中原一歩	¥ 695

販売: 株式会社 講談社

商品小計: ¥ 695

この注文の合計: ¥ 695

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印	経理責任者印	台帳No. 19
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 写真プリント代	政務活動費充当金額 ¥480 - 円	精算年月日 4年1月5日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政

セブン-イレブン
アオーレ長岡店
新潟県長岡市大手通1丁目4番地1
0 電話 0258-34-5677 北-#1
2021年10月22日(金) 10:34

領収書

松井一男様

¥480

(内消費税等 ¥43)

但し プリント代として

上記正に領収いたしました

2021年10月22日

内訳
現金支払額 ¥480

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します

地域総代会用資料写真

L判40円×12枚=480円

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 20
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 献金興会資料費	政務活動費充当金額 ¥4,356 円	精算年月日 4.1.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

3月18日~3月31日の日割計算

$$5,000 \times \frac{318}{365} = 4,356$$

4,356円を執行する

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号				
03-06-04	12156	A93140002				
取扱店	ミニミカンハ'ラチュウシ'ョウ					
払込口座	00160-4	62724				
払込金額	*5,000	料金 *0				
<table border="1"> <tr> <td>001604</td> <td>62724</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td></td> </tr> </table>		001604	62724	5000		振替受付票 払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
001604	62724					
5000						
記号番号	*****	*****				
残高		*				
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!						

※書類は、重ならないように貼付すること。

平成29年4月1日 改正

東京新潟県人会会則

〒110-0005 東京都台東区上野1丁目13番6号

東京新潟県人会

電話 03-3832-7619

FAX 03-3832-7639

東京新潟県人会会則改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東京新潟県人会と称する。

(本部)

第2条 本会は、事務所を一般財団法人東京新潟県人会館内に置く。

(会員)

第3条 本会は、新潟県出身者（以下、「個人会員」という）、その縁故者、新潟県出身者を主な構成員とする団体及び新潟県出身者が役員を勤める企業をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は一般財団法人東京新潟県人会館及び地区県人会・郷人会との連携を密にして会員相互の親睦と福祉の増進及び新潟県の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新潟県、地区県人会及び郷人会等との交流。
- (2) 文化、教養及び親睦等の行事。
- (3) 会報の発行。
- (4) 会員の慶弔、功労者・篤行者の顕彰。
- (5) その他必要と認める事業。

第2章 会計

(運営費)

第6条 本会の運営費は、会費、個事会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

- 2 本会の資産は、会長が管理する。

(年会費)

第7条 本会の会費は、個人会費と団体会費とし、年会費は別に定める。

- 2 年会費の改定は総会の議決を要する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常務理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 参事 若干名

(役員の出選・任期)

第10条 役員は、次の手続きによって選出する。

- (1) 会長・副会長・監事は、個人会員の中から総会の議決によって選出する。
 - (2) 常務理事は、理事の中から会長が委嘱する。
 - (3) 理事は、個人会員の中から会長が委嘱する。
 - (4) 参事は、地区県人会・郷人会の推薦により会長が委嘱する。
- 2 役員は、2年とする。但し、再任を妨げない。役員は、欠員に伴って就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次に掲げるものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
会長は、会務に関する重要事項については、常務理事会又は理事会の承認を得なければならない。
- (2) 副会長は、正副会長会の構成員として会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。代行者は副会長の互選による。
- (3) 常務理事は、常務理事会を構成し、常務理事会の議決に参画する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、理事会の議決に参画する。
- (5) 監事は、本会の収支に関する監査を行い、総会に報告する。
- (6) 参事は行事を補佐し、理事会に出席し意見を述べることができる。

第4章 名誉会長・名誉顧問・常任顧問・顧問・相談役・名誉会員

(名誉会長・名誉顧問・常任顧問及び相談役)

第12条 名誉会長及び名誉顧問、常任顧問は、会長の推薦により、総会の議決を経て、若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長の推薦により、常務理事会の議決を経て、若干名置くことができる。

(名誉会員)

第13条 本会に、名誉会員を置くことができる

名誉会員は、本会の功労者及び学識経験者から、会長の推薦により、常務理事会の議決を経て置くことができる。

第5章 総会・理事会・常務理事会・正副会長会

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、理事会、常務理事会及び正副会長会とする。

(総会)

第15条 総会は、毎年5月に開催する定時総会と必要に応じて開催する臨時総会とする。

- 2 総会は、予算の議決・決算の承認に関する事項、会則の制定・変更に関する事項及び会長が総会に付することを相当と認めた事項を審議する。
- 3 総会は、会長がこれを招集し議長となる。
- 4 総会の議決は、出席個人会員の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(理事会)

- 第16条 理事会は、会長から承認を求められた本会の会務に関する重要事項について審議する。
- 2 理事会は、会長が招集し議長となる。
 - 3 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(常務理事会)

- 第17条 常務理事会は、会長から承認を求められた本会の会務に関する重要事項について審議する。
- 2 常務理事会は、会長がこれを招集し議長となる。
 - 3 常務理事会の議決は、出席常務理事の過半数で決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(正副会長会)

- 第18条 正副会長会は、会長及び副会長により構成し、本会の通常会務に関し審議する。
- 2 正副会長会は、会長が招集し議長となる。
 - 3 一般財団法人東京新潟県人会館の理事長は、正副会長会に出席し意見を述べることができる。

第6章 事務局

(事務局)

- 第19条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局職員は、会長の指示、命令に従い、本会の事務を行う。
 - 3 事務局の組織及び運営についての細則は別に定める。

第7章 委員会・部会・同好会

(委員会、部会)

- 第20条 本会は、会長の会務の執行を補佐して、第4条、第5条の目的及び事業を円滑に推進するために次の委員会及び部会を設ける。会長が必要と認めるときは特別委員会を設置できる。細則は別に定める。

(1) 委員会

- ① 総務委員会
- ② 財務委員会
- ③ 文化委員会
- ④ 組織委員会
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ 女性委員会

(2) 部会

青年部

(同好会)

- 第21条 本会に常務理事会の承認を得て同好会を置くことができる。細則は別に定める。

第8章 改正

(改正)

第22条 この会則の改正は、総会の議を経て行う。

付則

この会則の改正は、平成29年4月1日より施行する。

会則制定後の改正

昭和26年3月7日制定	昭和51年5月28日改正	平成14年9月6日改正
同 37年5月24日改正	同 56年5月28日改正	同 16年5月22日改正
同 40年1月27日改正	同 58年5月16日改正	同 19年5月19日改正
同 48年5月29日改正	同 60年5月18日改正	同 20年5月17日改正
同 44年5月27日改正	平成 8年12月5日改正	同 24年5月19日改正
同 46年5月27日改正	同 9年5月28日改正	同 29年2月25日改正
同 49年5月22日改正	同 12年12月8日改正	

平成 22 年 8 月 19 日改正

東京新潟県人会 年会費規則

第 1 条 会則第 7 条による年会費は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 年会費は、次のとおりとする。

1. 個人会費

(1) 本	部	会	員	5,000 円
(2) 相	談		役	30,000 円
(3) 名	譽	会	員	10,000 円
(4) 役			員	
① 会			長	100,000 円
② 副	会		長	50,000 円
③ 常	務	理	事	30,000 円
④ 理			事	10,000 円
⑤ 監			事	30,000 円
⑥ 参			事	8,000 円

2. 団体会員

(1) 市	町	村	50,000 円		
(2) 地区	県	人	会	10,000 円	
(3) 職	域	同	窓	会	10,000 円
(4) 企業	及	び	事業	経営者	20,000 円

第 3 条 年会費は、会報の年間購読料を含むものとする。

東京新潟県人会委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、東京新潟県入会（以下「本会」という）の会則第20に基づいて設置された委員会の運営を円滑にするため、委員会の権限、組織及び取手続等について定めるものである。

(権限組織)

第2条 委員会は、次の所管事項について、会長の諮問に対し答申すること及び自ら必要と認める事項を審議し、その結果を会長に報告することを職務とする。

- (1) 総務委員会 会則等の改正等本会の総務に関する企画立案。
- (2) 財務委員会 財務の健全化等に関する企画立案。
- (3) 文化委員会 文化活動に関する企画立案。
但し、会長の委嘱により、文化活動を行う。
- (4) 組織委員会 会員の増強等組織に関する企画立案。
- (5) 広報委員会 広報に関する企画立案。
但し、会長の委嘱により、広報活動を行う。
- (6) 女性委員会 文化、社会福祉に関する企画立案。
但し、会長の委嘱により、文化、社会福祉活動を行う。

(組織)

第3条 委員会は、30人以内の委員をもって組織する。
2 委員の選任は、正副会長会の審議により、会長が委嘱する。
なお、常務理事は、いずれか1つの委員会の委員となる。

(議案・議決)

第4条 議案は、会長又は委員長が提出する。
2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長若干名を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の中から会長が委嘱する。

(副委員長・副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

付則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 25
<input type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新南代	政務活動費充当金額 ¥3,497 - 円	精算年月日 4年1月5日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

松井 一男 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497

*印は税率8%

※印は税率8%

激動する情勢の下、しんぶん赤旗は、これからも公平の立場で正義と真実を伝え続け、市民のみなさまの愛読を祈願申し上げます。

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

3,497 円

2021 年 12 月分

上記の金額にしがにいただきました。
ありがとうございます。

〒940-0062
新潟県新潟市神田町3-1-3
日本共産党中越地区委員会
TEL 0253-32-1741

領収日 12/28 扱者



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 26
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新聞代	政務活動費充当金額 ¥10,491 円	精算年月日 4年1月5日		

領収書等貼

※ガソリン料に係る額等の4



松井 一男 様 新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」 * 1 3,497 *印は税率8%		日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書 3,497 円 2021 年 9 月分 この金額が正しいとさせていただきます。 〒40-0052 静岡県岡部市神田町3-1-3 日本共産党中越地区委員会 TEL 0258-32-1741 領収日 9/28 扱者
松井 一男 様 新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」 * 1 3,497 *印は税率8%		日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書 3,497 円 2021 年 10 月分 この金額が正しいとさせていただきます。 〒40-0052 静岡県岡部市神田町3-1-3 日本共産党中越地区委員会 TEL 0258-32-1741 領収日 11/1 扱者
松井 一男 様 新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」 * 1 3,497 *印は税率8%		日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書 3,497 円 2021 年 11 月分 この金額が正しいとさせていただきます。 〒40-0052 静岡県岡部市神田町3-1-3 日本共産党中越地区委員会 TEL 0258-32-1741 領収日 11/30 扱者

※書類は、重

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 27
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新聞代	政務活動費充当金額 ¥10,491 円	精算年月日 2021年1月5日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及
料に係る領収
額等の4分の

松井 一男 様

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

(通信
の支払

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497

3,497 円

2021 年 6 月分

*印は税率8%

領収日 6/30 扱者

松井 一男 様

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497

3,497 円

2021 年 7 月分

*印は税率8%

領収日 7/29 扱者

松井 一男 様

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	* 1	3,497

3,497 円

2021 年 8 月分

*印は税率8%

領収日 8/30 扱者

※書類は、重な

穴あけ注意

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 松井一男	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 31
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 書籍4点	政務活動費充当金額 ¥4,983 ¥3,369	精算年月日 4年1月5日		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



松井一男様
宮脇書店 長岡店
電話 0258-31-3700
〒940-0048 新潟県長岡市台町2-4-56

2021/07/09(金) 12:55
No. 02-L000744692 扱:

013:4-924542-62-8
自治体議会は必要か? 1点 ¥509
013:4-492-26114-1
10年後に食べる仕事食えない 1点 ¥1,650
006:4-480-07128-8
行政学講義-日本官僚制を解剖 1点 ¥1,210

合計商品点数 7点
合計 (消費税額) ¥9,848 ¥895
課税対象額 ¥8,953
税額 10.00% ¥895
クレジットカド ¥9,848

~~¥4,983~~
¥3,369



※書類は、重ならないように貼付すること。